

議会運営委員会記録

令和4年7月13日（水）

開議 10 時 00 分

閉議 11 時 28 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

議 題

- 1 陳情書及び資料の取扱いについて 資料1
- 2 浜田市議会基本条例の見直しについて 資料2
- 3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について 資料3
- 4 （仮）子ども条例に関する議員連盟について
- 5 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は8名で定足数に達している。なお三浦委員が欠席で、代理として村武議員が出席されている。また、肥後委員が欠席である。
それではレジュメに沿って進めていく。

1 陳情書及び資料の取扱いについて

布施委員長

議会へ提出される陳情書と添付資料について、今後の取り扱いを整理したいため、前回の意見集約内容と委員会での議論を踏まえ、各会派のご意見を提出いただいた。前回、その他の意見として、陳情書を配付するのみとする、内容によって委員会付託せず文書配付とする、などがあったが、そういった陳情の扱いの見直しについては今後時間をかけて協議していくこととし、まずは9月定例会議中に審査する陳情書や資料についての扱いを整理したい。

前回の確認であるが、決定した事項の確認と併せ、会派から新たに出された意見について説明いただく。資料を見てほしい。

①送付資料の範囲について。前回の協議結果のとおり、資料は紙媒体のほか、動画、QRコード、URLなどを可能とした。確認であるが、皆これでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

②修正依頼や黒塗りなどにする基準について。陳情書に記載された議員、公人、私人の氏名は役職も含め黒塗り処理し、また、差別につながる用語についても修正を依頼するとした。追加の確認として、添付資料について特に会派からの意見に記載はなかったが、会議のレジュメなど公開済みの資料を除き、陳情書同様に修正・黒塗り等の処理を行う扱いでよろしいか。

川上委員

議員・公人の氏名について、当会派は黒塗りにしないと書いてある。その理由の一つとして、議員・公人の氏名は基本的には公表。執行部につくっていただいた参考資料を見てほしい。これによると、議会における陳情書については黒塗りしても、情報公開すれば全て出てくる。非常に不都合なことが起きている。議会は黒塗り、情報公開では黒塗りしない状態になってくる。これではあまりにも議会が後ろ向きになるのではと考えるがいかがか。事務局はこれについて説明できるか。

布施委員長
河上局長

問題提起があったが、事務局から何か意見があれば何う。
今配信したワンペーパーは事務局において検討していただくために、情報公開制度並びに浜田市議会基本条例に今回の陳情に関することについて、どのようにうたわれているかを明記した。1番下に

書いてあるように、陳情書の取り扱いはいくまでも議会において判断すべきところなので、黒塗りする箇所はここで決定でよいとは思いますが、今指摘があったように、もし議会の陳情書を全て黒塗りですべて出していたとしても、情報開示請求を受けた場合は、市の公文書となるため、点線で囲んでいる②個人に関する情報の規定に従って処理することになっている。確かに言われるようにそこに乖離が出てくる可能性はある。

布施委員長
川上委員

今、事務局から説明があった。

説明を受けたが、確かに市において、情報開示請求を受けた場合は、黒塗りを外すことになる。しかし、皆が今検討しているように、議会においては全て黒塗りにするのはいかなるものか。あまりにも議会として後ろ向きの方角にいつているのではないかと考える。これについては、もう少し検討いただく必要がある。

布施委員長

このことは前回同じように川上委員から指摘があり、皆に諮った。合議制で決めることができればよかったが、最終的に結果を見ていただきたいのだが、黒塗りすることになった。私は委員長として思うのが、市の執行部が情報公開する際に名前を公表する部分があるのと、陳情書は受け付けた時点で公文書扱いとするので、中の内容がこれから審査するのに、名前が掲載されたり、特定の個人の名前が載って、その真偽もわからぬ状態で審査するとき、名前が載っているのはおかしいのではということで、各党派で話し合わせ、黒塗りすべきだと。役職名も個人が特定され、個人情報につながるから、議会は市の公文書の黒塗りとしない分は分けるべきではないか、という意見があり、賛成多数で黒塗りすることに決したと理解しているが。

川上委員

確かに先般は多数決で決した。しかしその時点で、皆がしっかり勉強されていたのか。なぜかと言うと、公人のプライバシーについては、一般のプライバシーはかかなり制限されているが、公人、公務員、その他議員などについてはプライバシーより先に公共の利害が優先するという判例が出ている。ということは、プライバシーというと個人や家庭内のもめごとや私生活、個人の秘密ではあるが、それすら公共の利害の場合は優先される場合があるという判例が実際に出ている。つまり、名前が出ることは何ら問題ない。ただし、先ほど申し上げたようにプライバシーである家庭内のことや私生活、個人の秘密等々について、問題がある場合以外については、公人は基本的に名前を出すものとなっている。実はこれは判例である。それが要するに、浜田市議会の条例の上に立つものにおいては定められている。したがって、議会として上位法を無視することがよいのか、これは議会ですることなので、議会で決めればよいではないかという考えがよいのかどうかは、しっかり考えていただきたい。

布施委員長

審査基準についての情報公開の部分と、これはあくまでも浜田市の取り決めを決めようと、今まで去年から9月、12月といろいろ試してきた。情報公開は基本だが、今まで出された数十件の陳情に対し、皆が都度アイデアを出してきたし、試行もしてきた。6月定例会議では黒塗りでお示ししたわけだが、その中で黒塗りにすることについて各会派から意見をいただいた。私はそれを尊重したいと思うが、問題提起された川上委員の意見を踏まえ、各会派から何か意見があるか。

牛尾委員

ここ数年の陳情を見ていると、明らかに特定の個人をおとしめるような文章がある。したがって公開の原則や上位法を言われたが、憲法にうたわれている基本的人権を侵害するおそれが、かつての陳情の中にはある。上位法云々言われるが、公人であろうが私人であろうが基本的人権はあるのだから、それを明らかに意図的に貶めようとする人がいるわけだから、それを公開せよというのは少し違うと思う。上位法があるにせよ、それはそれでよいではないか。議会は議会としてのルールをつくるということで私はよいと思う。

串崎委員

まず腑に落ちないのが、①と②は前回既に決定しているのに、改めて今掘り返されるのはおかしいと思う。川上委員が言われることはごもっともな意見だと思う。それは参考意見ということで受けとめておくべきだと思う。牛尾委員が言われた思いで前回採決しているので、それを再度検討し直すのはおかしい。③について行っていただきたい。

小川委員

超党みらいは②の6に記入しているが、結局前回の議会運営委員会以降に、追加意見をまとめるというのはこういう形の要請ではなかったのか。添付資料についても黒塗りに処理するかどうかについて、レジュメ等公開済み資料を除くことについてはどうするかということを追加で意見を求められたと判断したので、有という追加意見を載せた。ほかの会派の方はそれも含めて了解済みだということで、あえて書かれなかったのだろうと思う。そういう位置づけでしか②については追加してない。決まった部分について賛否両論あったが、私も公人といえどもプライバシーは当然保護されるべきものであると思っているので、そういう点からも、先ほどの議論については、この項目についてはなじまないのではと思う。

川上委員

先ほど牛尾委員が言われたことは私も同感である。しかし、刑法230条の名誉棄損、231条の侮辱罪等々をよく読むと、どうしても事実について言われた場合はどうにもできないとある。もしそれが事実でないなら、230条、231条で訴えなければならぬと考える。したがって、全て黒塗りしなくてよいわけではない。その辺はしっかり議会運営委員会やその前の段階で検討してやるべきであろうと考える。同時にプライバシーについては、小川委員が言われたが、議

布施委員長

員はプライバシーがあるというが、公共の利害が優先されるという判例が出ている。その点についてもしっかり考えていただきたい。

川上委員の意見は皆の中にしっかり入れていただいて。串崎委員も言われたように、皆が言われたようなことを踏まえて各会派が前回黒塗りすることを了解されているので、私はこのまま進めていきたいと思うが、それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では②の6は先ほど小川委員が提案されたが、添付資料も修正・黒塗り等の処理を行うかどうか宿題を出されたと思うが、これについて意見を出したのは超党みらいだけだが、ほかの会派はそれを含めてどうだろうか。

柳楽副委員長

前回の会議のときにも申し上げたが、次の③で、どこまでを公開するのにかによって結論が違ってくると思っている。当会派が言っているように件名と審査結果の公開のみであれば、特に資料内の黒塗りは必要ないと考えている。

串崎委員

柳楽副委員長が言われたとおり、③の4に決まれば別にしなくてよいと思っている。

布施委員長

創風会。

川上委員

必要ない。

布施委員長

では6番については③について決まり次第、決定する場合があるので、③の審査を行う。③陳情書、資料のホームページ公開並びに傍聴者及び記者等への配付範囲、今後の対応案について、各会派から変更などがあれば伺う。

串崎委員

変更はないが、改めて再度話しておきたい。山水海も検討した。考え方は今までと全く変わってないが、その他の欄に書いてあるが、配付のみとすることを検討していただきたい。これは配付し、対応するという意味である。要するに大事なものは、1番目として委員会や所管事務調査で取り上げる。2番目としては、個人一般質問もできると思っている。3番目は、大事なものなら請願ということもあると思っている。4番目は、個人・会派で調査研究もできるということである。そして5番目になると、あまり影響ないものなら議員へ配付する。よって配付のみという見解ではない。そしてまた、採決はしないということを申し上げておく。

お聞きしたら9月定例会議はもう間に合わないとのことなので、これをまた早急に検討していただきたい。間に合わないとすれば山水海は4番目ということも皆で検討して決めた。

布施委員長

私から串崎委員に伺うが、③については、④のその他を先に言われたが、ここに記載してあるのは5である。今言われたのは陳情書を受ける際のそもそも論のように言われるが、③はあくまでも陳情書と資料のホームページ公開並びに傍聴者や記者への配付範囲をど

うするかである。そもそも論を先に言われると、この部分が全て変わってくる。今の山水海の5その他としているが、これは議会運営委員会では、陳情は受け付ける。委員会に付託され、採決していくことは決定している。その部分でそもそも論を言われると、全て黒塗りやそういう話は必要ない部分が出てくる。9月定例会議に対してなら、4番目とか言われたことについてはどうなのか。

串崎委員

冒頭に申し上げたように、山水海は考えを全く変えていない。5の件名のみというのが山水海の全体の考えではあるが、それをするには④のその他に書いてあるように、陳情を配付のみをすることを検討していただき、それが通れば件名のみということである。配付のみという言い回しは、配付し検討・対応するということである。対応方法については先ほど5つ申し上げたが、そういう形で対応できるのだということを改めて申し上げている。

今回間に合わない、今日採決ということになると、山水海としては4であると申し上げている。

柳楽副委員長

前回との比較でいうと、当会派は3番、4番としていたが、いろいろ話すうちに3番がなくても4番でよかったので、今回4番とさせていただいた。この中で審査結果のみというのが、採択・不採択だけにするのか、一定程度、どういった結論が出たのか理由も書き添えれば、より親切かとは思っている。それは、もし4番になった場合には検討していただきたい。

小川委員

結論は変わらないが、先ほど山水海が言われた、採決をしないという点がどうしても会派内で議論する中でも納得できない。陳情者の意図からすると、その中身について議会が賛同してくれたのか、反対したのかは非常に大きな要素が含まれていると思うし、陳情が出されてそれを全く採択しないということが、果たして全国の自治体でそういうことが行われているのか。私も把握していないが、陳情制度からするとふさわしくないのではないかと思っている。そういう意味から、件名と結果だけでは少し不親切かと思い、せめて陳情書くらいは公開してもよいのではとしているが、意図、思いは変わっていない。

布施委員長

山水海が言われたその他の部分の配付のみというのは、議会運営委員会として陳情を受け付けるかどうか、一番入り口になるので、それについて今言われた意見は今後また皆で合意していかないといけない部分があるのだが、③については超党みらいとしては2ということではどうか。

小川委員

はい。

布施委員長

小川委員が言われたように、山水海の提案内容については時間をかけてしっかり議会運営委員会で決めていきたい。それに対しての意見は言われてもよいが今日決めるものでもない。

川上委員

私も本当は、結果、審議内容等についても公表すべきと考えるが、全国どこを見てもそれをやっているのはほんの1、2割の状況だと思う。浜田市がそこまでする必要があるかどうかについては疑問を持っている。しかし先ほど言ったように私としては、基本的にはしたほうがよいと考えている。

布施委員長

各会派から③について意見を伺った。本来、陳情書を見ていただければ6月定例会議も、願意が文書でわかる場合と、内容が項目で分かれています。わかりにくい陳情もあった。それを見たときに件名だけで判断するのはどうかという思いが私もあった。陳情の中身で判断すべきではないかと思う。一部を黒塗りにすることによって、市民が多く情報を共有できる感じがした。それを見て、今出た意見は半々で、2番と4番の二つに分かれた。ホームページに公開するとなると、今事務局は受け付けたまま加工せず陳情書載せているのか。その辺の作業はどのようにされているか。陳情内容は件名だけでわかるか。

河上局長

わからないが、件名を何々についてというように統一させたりはしているが、件名がわからないので直してもらうところまでは陳情者には言っていない。それをそのまま件名として載せている。

布施委員長

願意が件名だけでわからないということか。

河上局長

わからないと思う。

布施委員長

陳情が出たら、議長団と議会運営委員会の正副委員長とで協議するのだが、なかなか件名だけではわからない部分もある。陳情書をしっかり読み込めばわかる場合が結構あるが、皆は陳情書がタブレットに配信された際に、そのような疑問はお持ちではなかったか。それについて意見はあるか。ホームページに件名だけ公開したら、それがどういった内容か市民にわかるかどうか判断してほしい。

足立委員

本来の陳情というものは、困っていることやお願い事を浜田市議会に対して依頼されていると受けとめている。その中で9月定例会議の時点ではそれを採決するとなっているが、採決結果は当然、陳情書を出された方に書面等で通知されるのだから、それを第三者、多くの方に知らしめる、知ってもらうことがメインの目的ではなく、陳情された方に対して議会としてこのように判断させていただいたと回答するためのものだとして受けとめている。そう考えると、内容まで全て公開するという話になってくると、また①、②までの話に下がってしまうことになる。そう考えると、まずは件名だけで、願意が酌めるかどうかは大変重要ではあるが、逆に言うと、願意を含めるように陳情にもぜひ書いていただきたいという思いも正直ある。

そういうフィルターを事務局がかけるのか。現在かかってない状態なので、そうしたことはこちらからも話すべきではないかと思うが。会派ではそういった意見も出たということである。

- 布施委員長
柳楽副委員長
- ほかにあるか。
足立委員が言われたように、陳情自体をどこまで広く皆に知らせる必要があるのか。私の考え方としても、議会に検討してほしい、検討した上で執行部に投げかけるべきものは投げかけてほしいということだと思っているので、件名と審査結果のみホームページに公開というところの、審査結果の中で、どういう内容でこういった対応が必要だと思うことからこういう結果になったというのがわかる形で示しておけば、中身がわかるのかとも考える。
- 布施委員長
- 欠席委員が2人おられて、代理の議員はいるが採決には加われないので採決をするにも微妙かと思う。
- 牛尾委員
- 今までもルールが決まっていて、本人が出られないときは代理の方が出て、ただ議決権はない。いろいろな事情があるにせよ今日の件は大事だとわかっているのだから、採決は委員長のもとで粛々で行われるべきだと思う。
- 布施委員長
- 各補足説明もいただいた。③について、2番の陳情書のみ公開・配付することに賛成の方の挙手をお願いする。
- 《 賛成者挙手 》
- 4番の、件名と審査結果のみホームページに公開することに賛成の方の挙手をお願いする。
- 《 賛成者挙手 》
- 4番が挙手多数により、4番に決定する。
- その他だが、4番になった場合は先ほど柳楽副委員長が言われた、一定程度入れるもの考えるべきではということについて、何か補足説明があるか。
- 柳楽副委員長
- 審査結果をどのようにするかということもあるが、件名と審査結果のみをホームページに公開ということであれば、黒塗り部分をどうするかということも再度検討したほうがよいのでは。
- 布施委員長
- 件名と審査結果をホームページに公開ということで。件名に人名個人が特定できる情報が入っている場合に、それも黒塗りするかどうかということかということか。
- 柳楽副委員長
布施委員長
- 主には中身の部分だと思っている。
ここで暫時休憩する。

{ 10時 35分 休憩 }

{ 10時 41分 再開 }

- 布施委員長
- 委員会を再開する。
③陳情書・資料のホームページ公開並びに傍聴者及び記者等への配付範囲、今後の対応案については4番と決したが、議員へのタブレット配信資料についても黒塗りするかどうかは認識が個々で違う

足立委員

ようである。それについてどのように判断するか伺う。

議員間でも知らなくてよいことは多分あるかと思う。あくまでも陳情の名前がどうこうではなく、中身について判断したいこともあるので、名前があろうがなかろうが、あまり関係ない。知らない情報は知らなくてよいので、黒塗りでよい。

川上委員

議員が知らなくてもよい情報というのはほとんどないのだが、どう扱うかは非常に難しい。できれば議員配付資料については、黒塗りの必要はないと考える。

布施委員長

4番について採決する。議員間における個人名、氏名。また件名に個人名や職名が出た場合、同じように黒塗りすることに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数で黒塗りすることに決した。今決定したようにしていきたいと思うので、よろしく願います。

次に④その他の陳情の取り扱いの見直しに関する意見については、冒頭でも言ったように、そもそも論な部分もあるが、時間をかけて検討していきたい。

山水海の提案した配付のみという部分を含め、再度会派内で意見を聞き、時間をかけて検討していきたい。それについて何か言っておきたいことがあれば。

柳楽副委員長

山水海の配付のみにするという話について1点確認したい。配付のみにして、これまで検討すべきものは個人の質問、また委員会の所管事務調査等で取り上げてという話だったが、取り扱わないものに関して、どう扱われたかの戻しはどのように考えておられるか。

串崎委員

議員に配付した、というだけでよい。

柳楽副委員長

つまり、扱わないものについても何の返答もなしということか。

足立委員

「いただいた陳情は各議員に配付した」という返答はもちろん事務局から出してもらおう形になろうかと思う。ここの表現を後ほど修正しようと思っていたのだが、配付のみという表現が腑に落ちないかと思うが、先ほど小川委員が言われた、陳情書を配付だけで終わらせるようなことがあるかどうかという点は、全国のいろいろな議会を調べ、実際陳情書を配付だけで終わらせている議会もあるということ当会派でも勉強した。配付し、各議員において、いただいた陳情がこれから先、議会として対応すべきかどうか、まずは各議員できっちり落とし込んでいただき、所管事務調査なり必要な場合は各会派から陳情者に一緒に働きかけて請願にしたりする。そうした取り扱いを、我々は逆に言えば陳情書をしっかり重く受けとめたいので、配付のみではなく、配付し各議員において対応するという解釈をしていただきたい。したがって取り扱わないものに対しては、各議員にきちんと資料提供、配付をしたという回答をしていただき

柳楽副委員長

たい。

先ほども申し上げたように、取り扱いについてはどのようにしようと思っているかについては理解しているのだが、配付したということが結果と言えはそうなのかもしれないが、何となくそれで済ませてしまうのはどうなのだろうという疑問はある。今いただいた回答を会派に持ち帰ってまた検討する。

布施委員長

今の補足説明や質疑の中で、皆その部分を含めて陳情書自体をどうするか。それでは今までの前半の①、②、③の項目の検討はどうだったのかということにつながるが。この①、②、③はあくまでも6月定例会議が終わって、陳情受け付けにも入っているので、直前の9月までの部分をこのように決めたということでご理解いただきたい。

その他で山水海から言われた、配付のみにするといろいろな部分が変わってくる場合があるので、これはあくまでも9月定例会議に向けて①、②、③を当面やっていくということでご理解いただき、提案があったものについては各会派で協議していただき、次回発表して、合議制を取っていきたい。それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

布施委員長

今、③については4に決まったが、審査結果をどういう形で公表するかだが、全会一致なら全会一致、否決した場合は数字だけ載せるのか、または附帯意見のようなものをつけて一緒に公開するか。そこを皆にお諮りしたい。

足立委員

先ほど副委員長が言われた案に同意できるところもあるが、願意を酌み取って審査結果を公表するような配慮をしてもよいのではないかと思うがいかがか。

布施委員長

願意を酌み取って、それにつけ加える文書をつけて公表すべきだと。それも端的に、くらいでよろしいか。

小川委員

③もう4番と決まったので、件名と審査結果のみということとは、件名と採択・不採択かしかないと思う。それだけをホームページに掲載することで了解されたと私は認識しているのだが。

布施委員長

柳楽副委員長は、審査結果をホームページで公開する中で、どこまで審査結果を入れるか。賛否だけでなく、採決に至った賛成理由、反対理由を入れて考えたらどうかという提案があった。それを踏まえて皆、③をどうしようかといったときに挙手多数で4番目に決まったものだから、あえて聞いているのだが。

小川委員

件名だけでは恐らく判断しにくいと思う。願意も補足的に説明すべきではないかという議論も出てくる可能性がある。したがって審査結果は採択か不採択かであって、願意や審査結果の内容をどこまで詳細にホームページに掲載するか、その作業は誰が責任を持つのかということも出てくるのだが。客観的事実とすれば採択・不採択

布施委員長

しかないと思うが。
暫時休憩する。

[10時 55分 休憩]

[10時 58分 再開]

布施委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。市議会ホームページの現在の賛否の公開は、各議員の賛否結果と反対の場合はその理由も添えられている。これまでどおりの公開の仕方よろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのように決定したのでよろしく願います。

再三申し上げるが、その他の部分で配付のみについて提案があったので、それを再度各会派で考えていただき、時間をかけてしっかり皆と協議していきたい。よろしく願います。

④その他の超党みらいからの提案については、①は傍聴規程に入るので今後これも検討を踏まえてやらなければいけない部分があるかもしれないが、現在の規程を厳守していただくということで、ご理解いただきたい。そういった場合が多々あるようなら、①については傍聴規程の見直しをまた考えないといけない。②、③も、先ほど言ったように配付のみにする場合も、こういった部分も考えていかないといけない。これも各会派で検討しておいてほしい。

2 浜田市議会基本条例の見直しについて

布施委員長

資料2を見てほしい。各会派から出された意見をもとに、事務局で条文改正案を作成した。事務局長から説明する。

河上局長

会派の意見をもとにこのたび事務局において改正案を作成した。改正案はこの表の左から2項目めの網かけの青字部分である。では、改正した部分のみを説明させていただく。

まず前文を見てほしい。こちらは読み上げさせていただく。

(以下、読み上げ)

このように、一応事務局としてはつくらせていただいた。これまでにあった前文の重みを踏襲しつつ、会派から出された意見も反映させてつくっている。

次に2ページに移る。表の1番上段、第3条7項としてジェンダーに関する項目を追加させていただいた。第7条中の第1号については、会派代表質問がなくなったこと、委員会代表質問が採択されたことにより、文言整理をした。

次に4ページに移る。第13条、委員会の活動については、今の活発な現状を踏まえ、第1項、第3項を新たに追加した。

第14条、見出しの議会広報の充実は、広報広聴の充実に改め、第2項を新たに追加した。

第15条として見出しに、専門的知見の活用を新たに設けた。これまで第9条、議員研修の第3項として規定していた、知的財産の有効活用についてをこちらに移し、独立させたものである。ここに第15条を追加したことにより、以降は1条ずつ繰り下がる。

第17条の見出しを、議会事務局の体制整備及び予算確保とし、第3項として新たに予算確保について規定した。

第18条では第2項、「自己の能力を高める不断の研さんにより」の後に、「議員力を高め」を加えた。

6ページを見てほしい。第24条では、既に一日議会や地域協議会との意見交換会を実施しているため、議会報告会の後に「等」を加えた。修正箇所は以上である。

布施委員長
牛尾委員

委員から何かあるか。

基本条例の前文ということは、日本国憲法の前文と同じような考え方をしている。したがってこれを変えるような意見は、会派として出してない。実は議会基本条例をつくるときは、基本条例のひな形で、当時の自治区を全部歩き、市民との懇談会をやっている。前文を触るとなると、かつてやったように住民の意見を入れながらつくり上げてきた経緯がある以上、ぜひ懇談会を開いて旧自治区に変更点を説明する必要がある。もともと前文は当時の各会派代表が集まって、なるべくボリュームを絞り言葉をそぎ落として集約した流れがあるのと、もう一つは、議会基本条例をつくったそのときの時代背景などがあるので、仮に日本国憲法を変えるとなったとき、その都度前文を変えるのか。ということもあるので、前文を必要以上に動かす必要はないのでは。問題があれば当然変えるだろうが、あまりにもボリュームが多すぎて。当時は文字数をそぎ落としてこれに仕上げたという経緯があることを一言申し上げておく。

布施委員長
河上局長

事務局からご意見があるか。

事務局としては各会派から出たいろいろな意見の中で、前文に持っていくくらい重いところ、例えば議会力などを盛り込んだり、今後の地方創生の関係、持続可能などを入れさせていただいたのだが、これはあくまでもたたき台として示したもので、委員から前文は今までどおりでよいという意見があればそれでもよいし、それに固執しないので委員で話し合ってもらいたい。

布施委員長

重みを踏襲して前文をつくったとのこと。牛尾委員からは、必要以上に前文は変えるべきではないということで。基本的にはよく踏襲はされているが、前文はそのままでよいのではとのことだった。皆から意見があれば伺う。

牛尾委員

改選後に議会基本条例を見直すのは当たり前のことなので。かつて逐条ごとに、第1条はどうか、第2条はどうか、といったチェックをずっとしてきたので、逐条については、追記等々はされていると

布施委員長

評価している。

地域協議会もあさつてを最初に、旭地域協議会、弥栄地域協議会など、随時、市民との意見交換会も始まる予定だが、各会場においてはテーマがもうある程度決まり、それについて意見交換してくるのだが、この議会基本条例も早急にある程度決めていきたい。

先ほど牛尾委員が言われたように、議会基本条例をつくる際に各自治区を回り、自分たちの最高規範である基本条例を決めるために市民の意見を聞いた。ただ、あさつてから始まる地域協議会との話で、議会基本条例はこのように考えているということを示すことはできないと思う。時代に合わせて変えていくことも、その他の報告の中で各委員から少し説明していただきたい。

前文に対して今提起があった。議会事務局案と、前文は変えるべきではないというもの。文言の追記など少しくらいならわかるが、あまりにも衣がつきすぎてわかりづらい部分もあるかもしれない。皆に伺う。前のとおりでよろしいと思う方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

事務局が提案された前文を支持される方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

では以前の前文のままで、この議会基本条例は進めさせていただく。よろしくをお願いします。

その他ないか。

柳楽副委員長

私の認識不足かもしれないが、2ページの第7条の逐条解説のところに、教育委員長とあるが、これが正解か。今は教育長では。

河上局長

逐条解説については、かなり見たつもりだがそういった点は精査してなかったので、言っていただけると助かる。

布施委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

事務局は今の指摘部分を訂正していただき、スケジュール的には、あとの提案されたことは了解されたので、これで法令審査にかけて決定していくという流れか。

河上局長

重い議会基本条例だとの話を伺ったところだが、また改めて会派に持ち帰りなどしていただかなくてよろしいか。このまま法令に進めると、このまま次の議会にという流れになってしまうのだが。その間にもう1回くらいは見てもらえるが、その方向で進めるということによって皆の了解が得られるなら進めるが。

布施委員長

この議会基本条例は浜田市議会の最高規範として決定し、前文はこのままでよいということだが、それを各会派で共有し、改めてどうするかを諮ったほうがよいという意見だがいかがか。

小川委員

結局、前文については先ほど牛尾委員から説明があった形で、重みもあるし構う必要はないと思ったが、事務局案の中には各会派か

ら出された意見も既に盛り込んでいる。それをまた、逐条ごとに戻さなければいけない作業がある。そこには重要な論点が含まれているので。前文にそれが入っているから、前のものを採用しようということになったが、論点は重要なポイントがたくさん入っている。これを逐条にもとに戻したやつを提案してもらって、それで皆の合意を得た上でないと、法令審査などに持っていく段階には至らないのではないかと思う。

布施委員長

前文は触らないということで。あとは会派に持ち帰って、そのほかについてしっかり練っていただくということでしょうか。

河上局長

一つお願いがある。今、事務局において再度逐条を見てほしいと言われたが、その前に各会派で、事務局が前文に持っていった中で、重いからここに持っていったほうがよい、などの具体的なご意見があればしていただければありがたい。

布施委員長

事務局から説明があったが皆よろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそのようにしていただいて。また皆の意見を聞く日を決めていきたい。よろしく願います。

3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

布施委員長

資料3を見てほしい。こちらについては大きく4点の改正を行う。事務局から説明をお願いします。

河上局長

こちらはいずれも先般行われた6月30日の議会運営委員会の決定事項に伴い、追記等をするものである。

ナンバー1、2、4については委員会代表質問を実施することになったので、それによる追加や、質問の名称の整理をした。個人一般質問と委員会代表質問を合わせて、申し合わせ事項の中では、「一般質問という」ということで整理させていただいた。併せてナンバー3については、個人一般質問の時間を質問と答弁合わせて原則40分としたところによって改正をかけさせていただいている。

布施委員長

事務局から説明があった。確認することはあるか。

(「なし」という声あり)

では改正について了承されたので、本日付けで申し合わせ事項を改正する。改正後はタブレットの申し合わせ事項のデータを更新する。

4 (仮) 子ども条例に関する議員連盟について

布施委員長

これは、資料はない。昨年度開催した「はまだ市民一日議会」において発言された子ども条例に関するテーマに対して浜田市議会としての対応を検討する中で、まずは子ども条例に関する理解を深め、全議員の共通認識とするため、5月27日に議会運営委員会主催の議

員研修会を開催した。その後、議長団や会派代表者と今後の取り組み方などを協議する中で、議員連盟を立ち上げ、調査研究してはどうかということになった。

議員連盟に参加を希望する議員あれば、会派代表者から報告をお願いします。

串崎委員
小川委員

うちは、三浦、村武、村木、足立の4人が手を挙げている。

全員から来てないが、今のところ私と牛尾委員は参加してみようかという意向を持っている。

川上委員
柳楽副委員長
布施委員長

肥後、あとは今後、川上、西田が行方を見ながらまた検討する。私である。

今後は議員連盟に参加する皆でよろしくをお願いします。

先ほど、各会派へ持ち帰って、逐条とした部分と、追記とか、そういった分の意見集約をして、もう1回ご意見を聞くことになったが、この期限を7月31日、今月いっぱいまでに皆の意見を集約していただきたい。よろしくをお願いします。

5 その他 布施委員長

6月の委員会で採択した陳情第48号、議員は公人なのではっきりわかるように名前を出してほしいという陳情の取り扱いについての取り扱いである。これは採択された。陳情内容は、発言時の同僚・先輩の呼び方をやめ、名前と呼ぶように、もとに戻すことを検討してほしいという内容だった。これについて委員会としてしっかり検討するというところで採択したのだが、皆から意見はあるか。

(「なし」という声あり)

では同僚・先輩という呼び方をやめて、個人名。しかし場合によっては同僚議員・先輩議員という言葉も使うことがあると思う。それを含めて、極力個人名を出してもよいという感じでよいか。

牛尾委員

言論の府だから、もう少し自由にさせてもらえないか。議論の流れの中で急に、先輩や後輩や同僚議員ということは、しばしばあるので。固有名詞の場合、間違ってしまうことがあるかもしれない。同僚議員だと間違ってしまうことはない。もう少し本会議上における言論の府を大事にもらって、フリーハンドまでいかずとも、もう少し自由、裁量権があってもよいのではと思うがどうか。

布施委員長

この陳情はそれを含めながら個人名で出しても、同僚議員でも、構わないのではという部分があって、全て個人名を呼ぶという、がんにがらめのようなお願い事項ではないと思ったのだが。検討なので、牛尾委員が言われたようなことも含めながら、それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

河上局長

では今のが、検討結果ということで整理させていただいてよろし

布施委員長
河上局長

いか。

はい。

では今後も緩やかに。ただ今までのように個人名を出さないという
ことではなく、それはその方の話の流れでどちらでもよいという
検討結果に落ち着いたということで。

布施委員長

皆それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

その他委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

なければ次回の予定だが、盆時期だが8月15日月曜日、10時から
全員協議会室において開催する。

8月臨時議会の付議事件のほか、陳情書及び資料の取り扱いについ
て、議会基本条例の改正について協議したい。この陳情書及び資料
の取り扱いについては、その他の部分と、基本的な部分も各会派で
話し合ってくれとのことだった。議会基本条例の改正についても、
7月31日で意見を集約したいと思っているので、よろしく願います。

今日の内容については各会派で共有していただくよう、よろしく
願います。事務局はそれでよろしいか。

(「はい」という声あり)

以上で議会運営委員会を終了する。

[11 時 28 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司